

平成 31 年度 地域包括支援センターの運営方針等について

第 1 2019 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

第 2 地域ケア会議について

第 3 ひとり暮らし高齢者訪問活動事業等について

第 4 「保健師に準ずる者」の取扱い等について

【参考】

地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の担当件数に係る指針の取扱いについて

第 1 2019 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

「第 7 期京都市民長寿すこやかプラン」では、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる」ことを基本理念とし、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。

「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

2 基本的な運営方針

- (1) 高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行う。

4 重点取組事項

(1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の実施
- ウ 地域福祉組織、民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び相談種別や深刻度の分析等を通じた地域課題の抽出、整理

(2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進
- エ 成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護に資する制度・事業の普及啓発及び利用支援

(3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- イ サービス事業者、地域介護予防推進センター、保健・医療・福祉の関係機関等との連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見、早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討の定期的な実施及びリハビリテーション専門職の参加の推進

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築

- ア 認知症に対する正しい理解の普及啓発などの様々な機会を活用した、地域の関係機関・団体・企業等との連携促進
- イ 認知症初期集中支援事業との協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- ウ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた、地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化と相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- イ 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議等における、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築に基づく、地域課題の検討・対応

- ウ 区・支所地域包括支援センター運営協議会等との相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- エ 「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症施策推進」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(6) 地域における在宅医療・介護連携拠点の活用と協働

- ア 地域における在宅医療・介護連携拠点との連携による地域資源の把握と情報共有
- イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に係る医療面のバックアップ等としての地域における在宅医療・介護連携拠点の活用及びケアマネジャーをはじめとする介護・福祉の関係機関などへの同連携拠点の周知・つなぎなど在宅療養者支援のための協働

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働

- ア 地域支え合い活動創出コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の活動に対する支援・協力
- イ 地域支え合い活動調整会議への参画等を通じた、介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有、具体的なサービス創出にかかる検討

5 共通の留意事項

(1) 事業計画の策定

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ、担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに、事業計画を踏まえた活動を遂行すること。

(2) 区・支所との連携

担当地域における高齢者支援については、区・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し、区・支所と互いに密な連携を図り活動を遂行すること

(3) 公正・中立性の確保

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとして、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動すること

(4) 個人情報の取扱い

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき、その適正な取り扱いを図ること

＜「2019 年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方＞

- 2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度の 3 年間を計画期間とする「第 7 期京都市民長寿すこやかプラン」の 2 年目にあたる 2019 年度（平成 31 年度）においても、引き続き高齢者が可能な限り健康で自立した生活を継続できる環境づくり、認知症やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実、切れ目のない医療・介護・生活支援の提供体制づくり等に取り組むこととしている。
- 単身高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を引き続き実施するとともに、民生委員・児童委員，老人福祉員，学区社会福祉協議会や高齢者の見守りに関する協定を締結する協力事業者等との連携による地域の高齢者の実態把握，ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために，一人ひとりの状態に応じたサービスが提供できるよう，適切なケアマネジメントを実施していく。
- 地域ケア会議については，引き続き，高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として，多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り，地域課題の抽出・整理や課題への検討・対応などにつなげていく。また，地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について，「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ，新たなサービス創出に向けた検討や取組を進めていくなど，分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組む。
- 上記以外にも，必要性が高まっている，認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるための，認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた総合的な取組や，虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これらの高齢サポートの活動については，すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。

※その他

- ◇ 平成 30 年 7 月 4 日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に基づき，2018 年度（平成 30 年度）からは国から示された市町村や地域包括支援センターが，地域包括支援センターの事業についてそれぞれ所定の調査票を作成し，国に報告したところである。今後，国から示される 2018 年度（平成 30 年度）の報告結果を踏まえ，本評価の在り方及び本市独自で従来から実施している自己評価の取扱等を検討する。
- ◇ 京都市においては，平成 30 年度末に「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を改定し，「地域共生社会」の実現に向け，「地域における『気づき・つながり・支える』力の向上」と「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」に取り組むこととしています。この点を踏まえ，高齢分野に限らず，複合化した生活課題を抱えた世帯等への相談対応時に適切な関係機関等につなぐ視点を念頭におきつつ，日頃の活動を引き続き展開していく。

第2 地域ケア会議について

2019 年度京都市地域ケア会議開催計画

1 目的

個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域のケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメントの支援や医療関係機関をはじめとする多職種の関係機関の地域包括支援ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題を抽出・整理し、その課題に対応していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていくこと。

2 機能

情報交換・共有，事例研修・学習に加え，以下の5つの機能を地域ケア会議の中で発揮していく。

(1) 個別課題解決機能

- 支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース，あるいは地域の課題と考えられるケースなどを中心に，個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行うことにより，個々の高齢者の課題解決を支援する。
- 上記のプロセスを通して，地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の課題解決力の向上を図ることで，高齢者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めていく。
- 個別事例に基づく検討を通して，個人，家族，環境等の課題とその要因を分析し，個別課題を解決のみならず，(2)以下の機能につなげていく。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

- 地域の関係機関等の相互の連携を高める。
- 個別ケースの検討を通じて，個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに，課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって，連携が強固かつ実践的なものになる。
- 同時に，ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人，及び不足している社会資源を明らかにすることにより，(3)以下の機能につなげていく。

(3) 地域課題発見機能

- 個別ケースの背後に，同様のニーズを抱えた要支援者やその予備軍を見出し，かつ関連する事実や課題，地域の現状等を総合的に判断して，解決すべき課題を明らかにする。
- 発見された課題に対して，どのような解決策・改善策が可能かを検討するプロセスのなかで，関係機関の必要な取組・役割等が明らかになる。
- どのようなサービス等が新たに必要かを検討することで，(4)以下の機能につなげていく。

(4) 地域づくり・資源開発機能

- 地域の見守りネットワークの構築など，必要な地域資源を地域で検討し，地域課題の解決につなげていく。
- 地域の実態や特性に応じて状況が異なるため，地域ごとに個別的な課題があり，これらに応じた地域ごとの解決策が必要になり，その点を踏まえた地域づくりを行っていく。

- 関係者・グループに働きかけをすることで、それぞれの活動内容、役割、得意分野などを活かした地域づくり・資源開発につなげていく。
- 地域づくりや資源開発に対して、必要な京都市のサポート内容や関係機関の役割等を明らかにすることで、(5)の「政策形成機能」につなげていく。

(5) 政策形成機能

- 発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案したり、ネットワーク構築機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための既存の施策、事業の活用等を検討していく。
- ※ (1)～(5)の機能は相互に関係し合い循環するものである。各機能の有機的な相互連関（相互補完）を実現できるよう、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが必要となってくる。

3 2019 年度地域ケア会議実施にあたっての体系，構成員，開催頻度等

別紙 1 参照

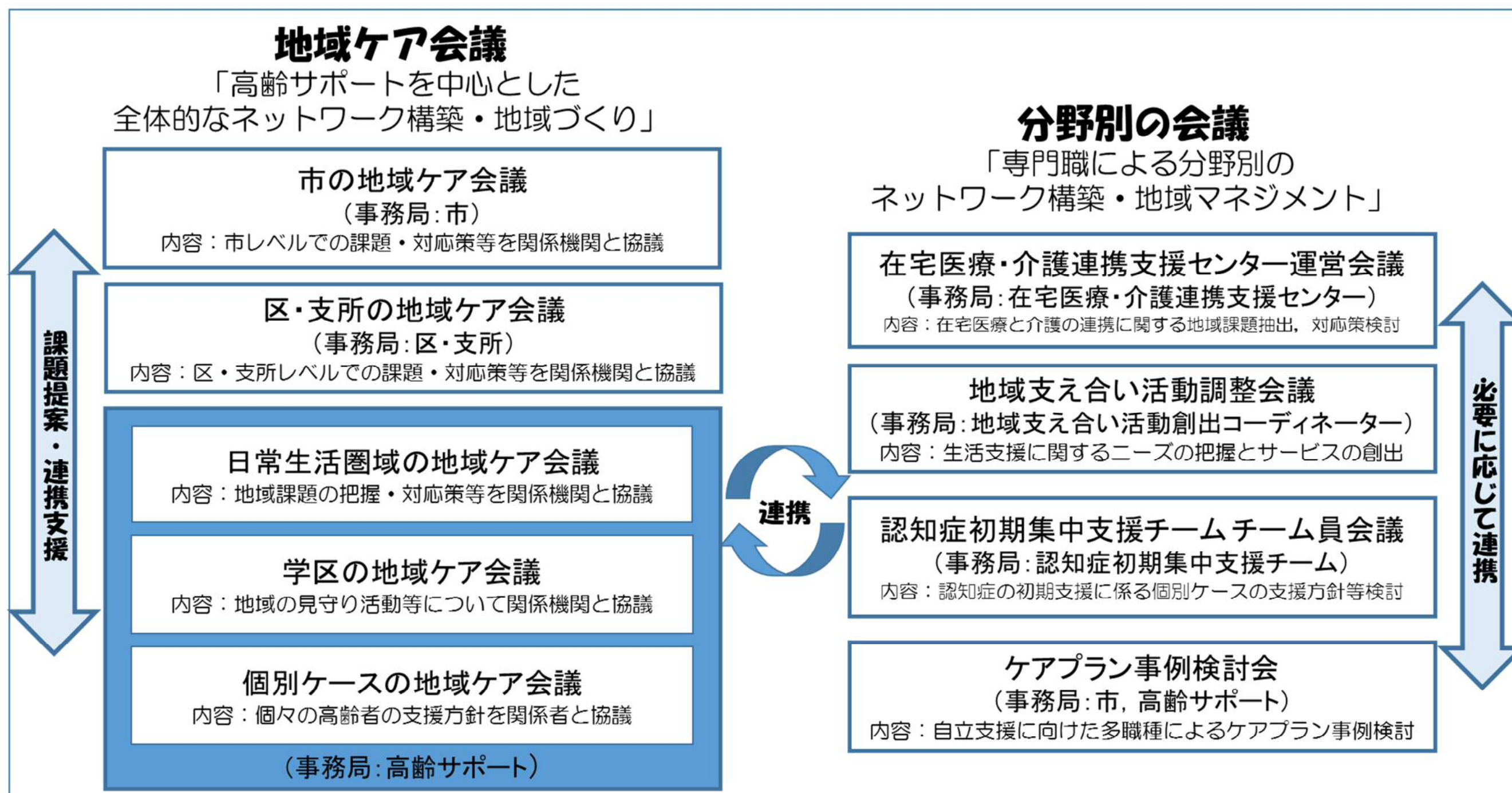
4 留意点

地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組んでいく。（別紙 2 参照）

本市における新たな地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議	会議内容	会議 主催者	会議構成員	開催頻度
個別 ケース の 検 討	【① 個別課題解決機能】	I 個別ケース の検討を行う地 域ケア会議	・現在関わっている支援者が困難を感じているケース ・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケー スに対する個別支援内容の検討	高齢サポート	・現在関わっている支援者（ケアマネジャー，民生委員，老人福 祉員等） ・今後関わって欲しい関係者（民生委員，老人福祉員，地域住民 等） ・助言・指導の役割を担える関係者（医療関係者等） 〔「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の出席者などから，個 別ケースの内容に応じて必要な関係者を招集〕	必要に応じて随時
	【② 地域包括支援ネットワー ク構築機能】	II 地域福祉組 織中心の地域ケ ア会議	・各関係者からの活動報告や情報提供 ・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事 例検討 ・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報 共有		・地域福祉組織（学区民協，学区社協） ・その他，地域ネットワーク構築のために必要な関係機関（居宅 介護支援事業所，警察署，消防署 等） ・保健福祉センター（健康長寿推進課）は必要に応じて会議に参 加 〔構成員の課題解決力向上が目的のため，可能な限り，地域福 祉組織は「全員」を会議構成員とする。〕	各学区 年3回 程 度
	【③ 地域課題発見機能】	III 地域課題の 検討を行う地域 ケア会議	・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把 握，整理，分析，情報共有 ・地域の多職種の関係機関と連携し，地域に必要又は不 足している社会資源の把握，ネットワークの構築の検 討		・医師をはじめとする多職種の関係機関 ＜構成員例＞ 〔地区医師会，学区民協，学区・区社協，居宅介護支援事業所， 警察，消防，保健福祉センター（健康長寿推進課）等〕 ※ 保健福祉センター（健康長寿推進課） 会議の開催支援，参加	各圏域 年2回 程 度
地域課題の 検 討	【③ 地域課題発見機能】					
	【④ 地域づくり・資源開発機 能】	＜区・支所レベル＞ IV 区・支所地域 包括支援センタ ー運営協議会	・日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検討を行 う地域ケア会議」の取組支援 （地域に不足している社会資源の把握，ネットワーク構 築への支援など） ・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネットワ ークの構築，地域課題への対応	保 健 福 祉 セ ン タ ー （健康長寿推 進課）	＜構成員＞ 地区医師会，地区歯科医師会，地域薬剤師会，府訪問看護ステ ーション協議会，府介護支援専門員会，市老人福祉施設協議会， 京都地域密着型サービス事業所協議会，区民生児童委員会，区 社会福祉協議会，認知症の人と家族の会京都府支部，区老人ク ラブ連合会，警察署，消防署，地域介護予防推進センター，地 域支え合い活動創出コーディネーター，保健福祉センター等	各区・支所 年3回 程 度
	【⑤ 政策形成機能】	＜市レベル＞ V 京都市高齢 者施策推進協議 会	・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組 支援 （成功事例や先進事例の全市拡大，取組が遅れている地 域への支援など） ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワー クの構築，既存施策・事業の活用 of 検討（予算化，計 画化）	本庁（介護ケ ア推進課・健 康長寿企画 課）	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員とする。	年2～6回程度

■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



第3 ひとり暮らし高齢者訪問活動事業等について

1 事業概要

介護保険法に基づく包括的支援事業の一環として、地域の高齢者の実態とニーズを把握し、適切な支援に繋げていくため、2012年度（平成24年度）から、市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、高齢サポート職員による年1回の訪問活動を実施している。

本事業は、「支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくこと」、「地域の関係機関との連携を深め、地域のネットワーク構築を進めること」、「地域の高齢者に高齢サポートを身近な相談先として認知してもらうこと」を目的としている。

2 実施手法見直し（2017年度（平成29年度）～）

2017年度（平成29年度）から、事業開始からの実施状況を踏まえ、訪問活動への関心が低く、応答がない方等が多い64～74歳の一人暮らし高齢者に対しては、原則として郵送案内のみのアプローチとし、応答がない方への複数回のアプローチを行わないこととした。これにより、訪問を希望される方、必要とされる方が相対的に多く、とりわけ支援ニーズの把握と対応に有効である75歳以上の方への訪問活動に重点化を図り、より効果的な事業運営を推進している。

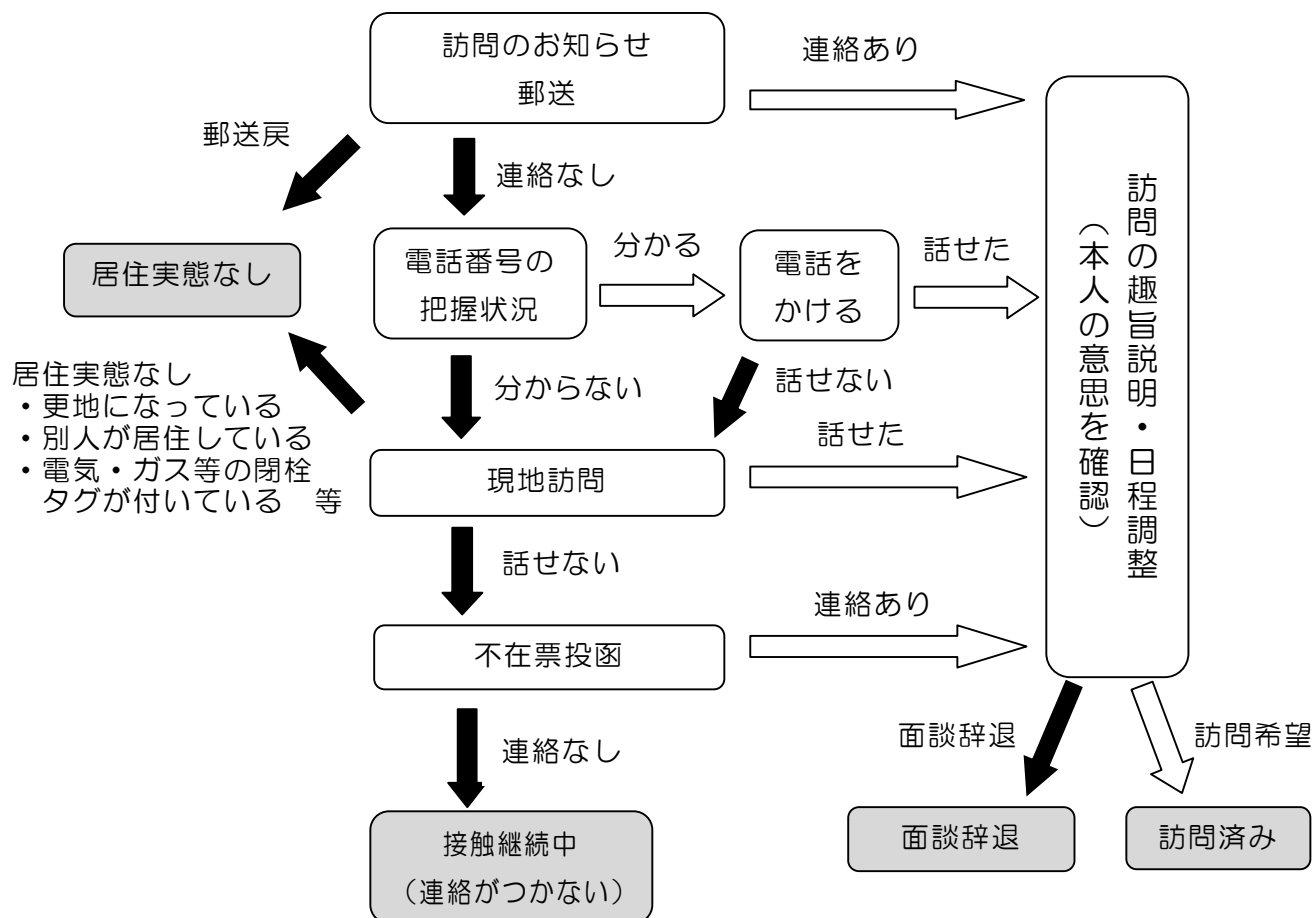
この見直しとあわせて、より多くの社会資源による見守りの視野拡大を目指し、新聞販売所等の配達事業者と連携して、高齢者世帯で何らかの異変を察した場合に、高齢サポートへ連絡いただく仕組みづくりについて検討を行ってきた。

3 2019年度の方向性

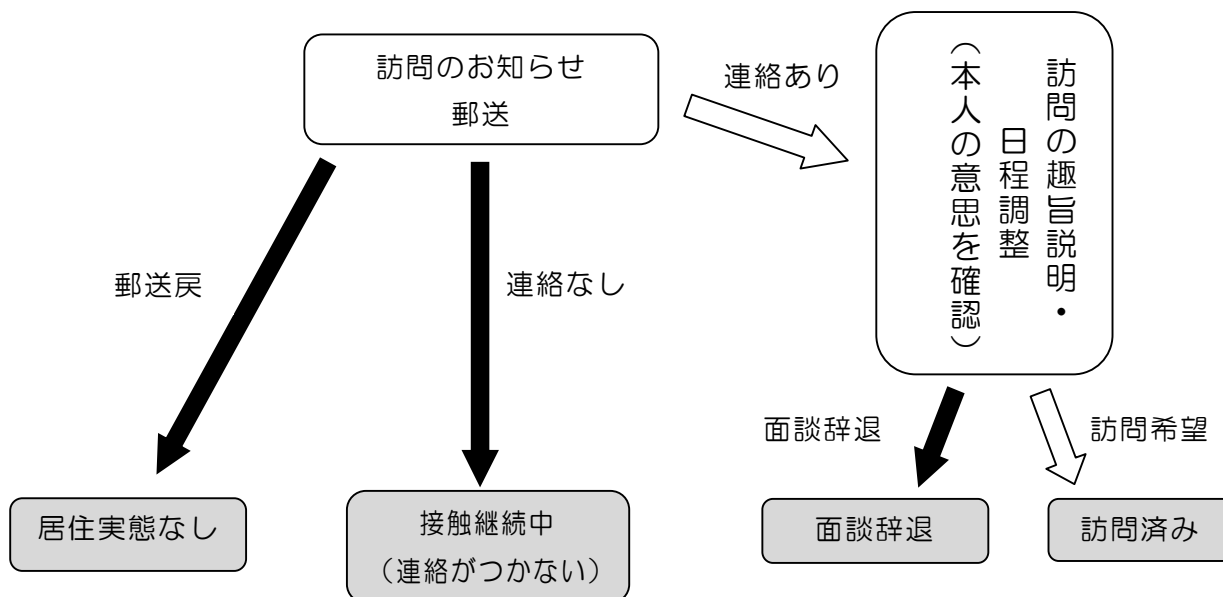
- 日頃から高齢者世帯を訪問している民間事業者（新聞販売所、郵便局等）と協力し、配達員が日々の業務の中で高齢者の異変を発見した場合に、高齢サポートへ連絡をいただくといった、ゆるやかな見守りを取り入れ、より一層目の行き届いた見守り活動ネットワークの構築を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように支援できるよう、取組を進めていく。
- また、限りある介護の担い手の中でより効果的な事業運営を図るため、担当ケアマネジャーがいる単身高齢者については、モニタリング等でケアマネジャーが訪問される機会があり、また事業者による介護サービスが入っておられる等、日常的な見守り体制が構築されており、改めて高齢サポート職員が訪問を行い、お困りごとやニーズを把握する必要性が低いことから、原則、本事業の対象外とする。
- 引き続き、地域の関係機関とは、緊密に連携した対応が求められるため、高齢サポートが中心となって、民生児童委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会などとの連携を更に深めていく。

【参考：ひとり暮らし高齢者訪問活動の流れ】

○ 75 歳以上の対象者



○ 65 歳～74 歳の対象者



第4 「保健師に準ずる者」の取扱い等について

1 国からの通知

平成30年5月10日付け通知「「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について」（以下「国通知」という。）において、地域包括支援センターの職員配置に関し、2019年度からの保健師に準ずる者の要件が新たに示された。

これまでは「①地域ケア，地域保健等に関する経験のある看護師。なお，この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。」と示されていたが，今回の国通知により，「平成31年度より，上記①かつ，高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。」が新たに追加された。

2 本市での取扱い

本市においては国の見解を踏まえ，「公衆衛生業務」をこれまでの要件でもあった「地域ケア，地域保健等に関する業務」と読み替えることとし，2019年度からの「保健師に準ずる者」の要件については，「高齢者支援を含む地域ケア，地域保健等に関する経験を1年以上有する看護師（准看護師及び病棟経験のみの看護師は不可）」とする。

※ 「高齢者支援を含む地域ケア，地域保健等に関する経験」について，例としては以下のような経験を想定している。

- ・ 地域包括支援センターでの勤務経験
- ・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）での勤務経験
- ・ 居宅介護支援事業所での勤務経験
- ・ 保健所での勤務経験
- ・ 医療機関（地域連携室等）での勤務経験
- ・ 訪問介護，訪問看護，訪問入浴等，地域に出向いて在宅介護等に関する相談・支援を行っていた経験

3 留意点

- 本市においては，これまで「保健師に準ずる者」について，介護支援専門員の資格の有無により必要な地域保健等に関する経験年数に差を設けていたが，今後は資格の有無に関わらず，国が示している要件である1年以上の業務経験を要することとする。
- 国通知において，「社会福祉士に準ずる者，主任介護支援専門員に準ずる者については，将来的に社会福祉士，主任介護支援専門員の配置を行うこと」と示されており，今後，より厳密な取扱いとなる可能性が高い。

【参考】

地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の担当件数に係る 指針の取扱について

地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の介護報酬等と、包括的支援事業における交付金の重複の解消を図ることを目的として発出された、平成 28 年 11 月 29 日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について」（以下、「国通知」という。[参考資料](#)参照。）を踏まえ、今後、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）における「指定介護予防支援の担当件数に係る指針」の取扱の変更について検討する必要がある。

1 現状の本市における指定介護予防支援の担当件数に係る指針について

- ・指定介護予防支援については、国において標準担当件数が示されていないため、本市として、平成 19 年 3 月 27 日付け「指定介護予防支援の担当件数に係る指針」を通知した。
 - ・2012 年度（平成 24 年度）から開始したひとり暮らし高齢者訪問活動を含む包括的支援事業を確実に遂行できる体制を整備することを目的として、従来以上に包括的支援事業に重点を置くために、委託料を増額するとともに、2012 年度（平成 24 年度）以降、担当件数の指針として、「専門職員」による指定介護予防支援の担当件数の「標準件数（＝現実的な担当件数）」、「上限件数（＝体制整備を強く求める上限担当件数）」を半減した。
 - ・指定介護予防支援の業務量が変更になるものではないため、「加配職員」による担当件数は変更しなかった。
 - ・体制強化職員（※）については、職種が専門 3 職種であっても、勤務形態が常勤・専従であっても、「常勤・専従での配置を義務付けている専門職員」ではないため、「加配職員」とした。
- ※ 2012 年度（平成 24 年度）から開始している一人暮らし高齢者訪問活動に係る業務を含む包括的支援事業を適切に実施できる体制を整備するために、各センターに配置している職員

【参考：現行の担当件数】

○ 専門 3 職種

人員体制	担当件数	
	標準	上限
2 名	33 件	40 件
3 名	50 件	60 件
4 名	66 件	80 件
5 名	83 件	100 件

○ 加配職員

	標準	上限
1 名当たり	100 件	120 件

2 国通知に係る課題

(1) 概要

会計検査院の意見表示を踏まえ示された国通知において、「当該年度の地域包括支援センターの総支出（指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出）から介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入分を控除した金額を、国の地域支援事業交付金の交付基準とする」という方針が示された。

(2) 京都市における地域包括支援センター運営委託料の仕組みに係る検討課題

包括的支援事業従事にかかる運営委託料と介護予防支援業務従事にかかる介護報酬等の重複が認められないとする国通知の方針に相違していないか、以下の2点については詳細な検討が必要であると捉えており、課題解消に向けて検討を行う。

- ① 担当件数指針の上限件数を越えた介護予防支援を実施して得た介護報酬部分の取扱
 - ② 体制強化職員が専門3職種の上限件数を超えて実施して得た介護報酬部分の取扱
- ※体制強化職員について、専門3職種と同額の委託料（人件費相当分）であるにも関わらず、介護予防支援の担当件数の上限が専門3職種よりもはるかに多いため

3 今後の方向性

介護・福祉等の担い手不足が今後も一層深刻化すると想定される中で、運営法人が、センターに配置する介護支援専門員，社会福祉士，保健師等の資格保持者の人材確保がしていくことが大きな課題となっている現状を踏まえつつ，2020年度から上記2(2)の課題を解消できるよう，指定介護予防支援の担当件数に係る指針の取扱等の変更を念頭に検討を行う。

老振発 1 1 2 9 第 2 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域支援事業における地域包括支援センターの運営費の算定に関して、会計検査院より意見表示が行われました。つきましては、下記の点について御了知の上、取扱いに遺漏のないよう、管内実施機関及び関係機関に対し、周知徹底を図っていただくようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 地域支援事業交付金の取扱い

（１）地域包括支援センターの運営経費

地域包括支援センターの運営費については、地域支援事業交付金のうち、包括的支援事業の対象経費としている。一方で、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として指定介護予防支援を実施し、予防給付による介護報酬を得るとともに、第 1 号介護予防支援事業所として介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防・日

常生活支援総合事業において事業にかかる経費の交付を受けている。

(2) 兼務職員の人件費の算定

地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援や第1号介護予防支援を兼務する職員の人件費については、包括的支援事業に従事した分のみが対象経費となることから、兼務職員の人件費については、包括的支援事業の実施に必要な経費が包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金の対象となる。

2 会計検査院からの意見表示

会計検査院が全国の地方自治体に対して検査を行ったところ、兼務職員の人件費が適切に算定されていない実態が見られ、会計検査院から厚生労働省に対し、適正な交付額の算定方法を具体的に示し、周知を行うことが意見表示された。

3 意見表示を踏まえた今後の取扱方針

会計検査院の意見表示を踏まえ、地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の収入と、包括的支援事業における交付金の重複の解消を図ることを目的として、地域支援事業交付金の交付額の算定方法について、以下の取扱方針とすることを予定している。

ア 当該年度の地域包括支援センターの総支出（指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出）から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入分を控除した金額を交付の基準とする。

イ ただし、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託している場合には、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費から、居宅介護支援事業所へ支払った委託金額を控除した額を介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入として取り扱う。

ウ なお、当該取扱によることとしたことにより、委託先法人の事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、平成32年度までの間、個別に協議を受け付けた上で、交付の対象とする。

4 その他

(1) 新しい取扱方針の適用について

3に示した今後の取扱方針については、地域支援事業交付金交付要綱を改正し、平成29年度の交付金より適用することとする。

（２）委託料の算定について

地域包括支援センターの適切な運営のためには、市町村において、当該地域包括支援センターの業務量等を踏まえて適切な委託料が計上される必要があるが、一部の市町村において、委託型地域包括支援センターの委託料が十分でなく、このため適切な人員体制がとれない等の実態があると聞いているところである。

市町村においては、今般お示しした新しい取扱方針も踏まえつつ、委託先の地域包括支援センターにおいて適切な業務実施が可能となるよう、委託料の算定については、十分に配慮するようお願いする。具体的には、地域包括支援センターが、総合相談支援業務や介護予防支援等に関する実際の業務量に応じた職員配置に必要な運営経費を得て安定的な運営を行うためには、記３アにより算出された交付の基準の額を十分に考慮されることが必要であると考えている。

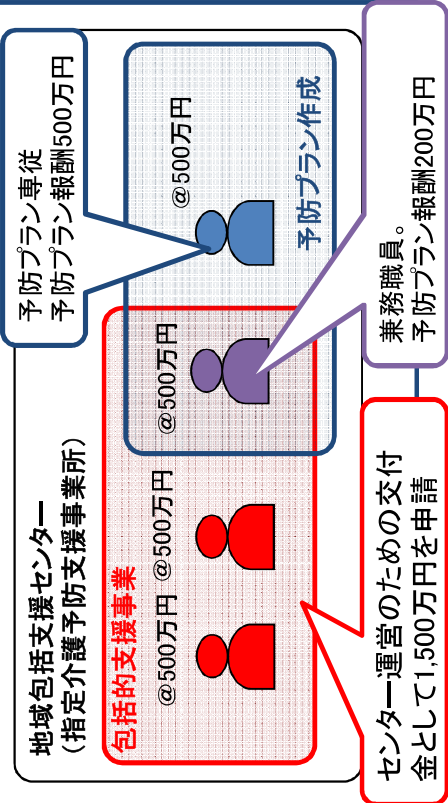
なお、地域包括支援センターの業務や収支の状況の確認については、地域包括支援センター運営協議会を活用されたい。

地域包括支援センターの運営費に関する会計検査院の意見表示と今後の対応方針について

地域支援事業交付金の取扱

- 地域包括支援センターの運営費は、主に
 - ① 包括的支援事業費（総合相談支援等の実施）と、
 - ② 介護予防支援・第1号介護予防支援（予防プランの作成）の2つに関する収入が成り立っており、両者は予算上それぞれに分けて計上される必要がある。

【不適切な交付金執行のイメージ】



→ 実際の運営費2,000万円を超える2,200万円の収入となる。✕

会計検査院の意見表示

市町村に対して、…(略)…同業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示する。

意見表示を踏まえた対応方針

- 地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費等と包括的支援事業に係る交付金の重複の解消を図る。
- 地域包括支援センターの運営費から介護予防支援等にかか

る報酬額を控除した額を交付の基準とする。

(具体例)

	ケースA	ケースB	ケースC
センター運営費(A)	2,000万円	2,000万円	2,000万円
委託料(B)	1,500万円	1,000万円	1,500万円
予防プラン報酬(C)	700万円	700万円	300万円
交付の基準(A-C)(D)	1,300万円	1,300万円	1,700万円
備考	上記図の例で、検査院が問題とするケース。委託料は1,300万円となる。ただし、200万円についても個別事情を踏まえて、交付対象とする。(最長平成32年度まで。)		

※「予防プラン報酬(C)」は、予防プランの作成を外部委託している場合には、居宅介護支援事業所に対し支払った金額を控除した額

対応のスケジュール

- 地域支援事業交付金の交付要綱を改正し、平成29年度の交付金より上記の取扱を適用する。